

平成28年8月29日開催

新庄市農業委員会第27回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成28年8月）議事録

1. 開催日時 平成28年8月29日（月）9時00分

2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター

3. 出席委員（21名）

1番	星川 豊	2番	高橋 眞
3番	高橋 和彦	4番	樋口 彦弥
5番	高橋 敏行	6番	海藤 芳正
7番	伊藤 忠男	8番	今田 則雄
9番	畠腹 銀蔵	10番	佐藤 義一
11番	小嶋 忠昭	12番	柏倉 嘉門
13番	佐藤 喜代志	14番	浅沼 玲子
15番	井上 茂雄	16番	吉野 昭男
17番	星川 勇吉	18番	清水 哲夫
19番	笹 行也	20番	三原 常男
21番	齋藤 謙二		

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
日程第 2 議案第121号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第122号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第123号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第124号 買受適格証明願について
日程第 6 報告第 61号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

6. 出席した事務局職員

局 長	荒澤 精也	総務主査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	主 事	渡部 瑞姫

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成28年度新庄市農業委員会第27回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は21名でございます。選挙による委員の出席は16名、欠席通告者は、ありません。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、本第27回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番の海藤芳正委員と10番の佐藤義一委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第121号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第121号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から新庄地区2番までの2件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○5番

新庄地区1番につきまして8月20日に調査いたしました。同一世帯で経営移譲年金受給の為の設定でありますので、問題ないと判断いたしましたのでよろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○5番

これも1番と同様で、問題ないと判断いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第121号農地法第3条の規

定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第121号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第122号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第122号農地法第4条の規定による許可申請について、八向地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは八向地区の1番について調査報告をお願いします。

○7番

議案第122号農地法第4条の規定による許可申請について、八向地区1番ですが、8月21日現地調査した結果、申請した内容に間違いないと判断いたしましたので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第122号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第122号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第4、議案第123号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第123号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区2件、萩野地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、3件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。まず新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○3番

議案第123号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番について、ご報告いたします。8月20日調査いたしました。県道新庄瀬見線の、道路拡幅工事に伴う転用申請であります。住宅の屋根の一部に溜まった雪が道路に落下するために、住宅を解体しまして、住宅新築するものです。また、△△さんと△△さんは祖父と孫の間柄で使用貸借権を設定するものです。また事務局説明のとおり問題ありませんのでよろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○19番

新庄地区2番につきまして、8月22日に調査いたしました。現在岩石採集をしている所の、続きの所でありまして、岩石採集をするための一時転用ということで、問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番につきまして、8月22日に調査しました。事務局説明のとおりで、問題ありませんので、よろしくお願い致します。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第123号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第123号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第5、議案第124号買受適格証明願についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第124号買受適格証明願について、新庄地区1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第124号買受適格証明願について、新庄地区1番について、8月20日に調査いたしました。事務局説明のとおり問題ありませんので、よろしく申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第124号買受適格証明願について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第124号買受適格証明願については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第6、報告第61号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第61号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区1番までの6件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、6件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第61号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第61号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項については可決決定並びに承認されました。

これをもちまして、新庄市農業委員会第27回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成28年8月29日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 海藤 芳正

議事録署名委員 佐藤 義一